

高山市内で木造の一戸建て住宅等※₁

に関する申請・届出※₂を行うみなさまへ

令和7年4月から県と市の 業務範囲が変わります

令和7年3月31日まで

高山市

階数2以下 かつ 延べ面積500㎡以下 かつ 高さ13m(軒高9m)以下
に該当する木造戸建住宅等（都市計画区域内※₃に限る）

岐阜県

上記以外の木造戸建住宅等



都市計画区域外
にある建築物の
解体届窓口が
県→市に変わる
場合があるよ！

令和7年4月1日から

高山市

地階を除く階数2以下 かつ 延べ面積300㎡以下 かつ 高さ16m以下
に該当する木造戸建住宅等（都市計画区域外※₃の平屋200㎡以下を除く）

岐阜県

上記以外の木造戸建住宅等

詳しくは、高山市都市政策部建築住宅課(0577-35-3159)又は
岐阜県飛騨建築事務所(0577-33-8106)にお問合わせください

※₁ 業務範囲変更の対象となる主な建築物は以下のとおりです
木造の一戸建て住宅・事務所・工場など（建築基準法第6条第1項第1号に該当しない木造建築物）

※₂ 業務範囲変更の対象となる主な申請・届出書類（法律）は以下のとおりです
確認申請書（建築基準法）
省エネ適合性判定の計画書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〈建築物省エネ法〉）
長期優良住宅の認定申請書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
低炭素建築物の認定申請書（都市の低炭素化の促進に関する法律〈エコまち法〉）
建築物の解体工事の届出書（建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律〈建設リサイクル法〉）

※₃ 高山市の都市計画区域は以下の地域です（その他の地域が都市計画区域外です）
高山地域(全域)、丹生川地域(坊方、山口、町方、新張)、清見地域(牧ヶ洞、三日町)、
国府地域(三川、上広瀬、村山、金桶、名張、広瀬町、三日町、木曾垣内)